

国直轄事業負担金制度の見直しを求める緊急提言

過去から地方が廃止を求めてきた国直轄事業負担金制度については、今年に入り全国知事会と国土交通大臣等との意見交換会が初めて開催され、政府地方分権改革推進委員会から意見書が出されるなど、見直しに向けようやく動き出したところである。

そもそも、国直轄事業は国が100%責任を持つべきであり、また、地方が実施する事業については地方が責任を持つべきであることから、国と地方の役割分担を明確化した上での最終的な国直轄事業負担金制度の廃止について改革の方向性を早急に示すこと。特に維持管理費負担金については来年度に廃止することを強く求める。

現行の負担金制度のもと、4月末に平成21年度分の予定額通知があり、先月末に平成20年度分の情報開示がなされたが、内容としては不十分であるとともに、庁舎建設費や退職手当が含まれることが明確になっている。今後、国からの十分な説明がなければ、地方自治体が住民への説明責任を果たせず、負担金の支払いができない重大な事態を迎えている。

国はまず負担金に関する情報開示を国庫補助事業と同程度に行うとともに、庁舎建設費や退職手当などが含まれている現状を早急に解消すること。

また、事業実施の必要性や効果及び事業内容などについて地方との事前協議を前提とし、合意に達したものののみ実施する制度とするよう強く求める。

平成21年6月2日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治